

岐阜県のグリーンツーリズム及び農泊実施における
新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

<第1版>

2020年6月8日

「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、令和2年5月15日付で岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長名で発出された「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等の解除等及び感染症防止対策ガイドラインの策定について（依頼）」による「業界ガイドライン」の作成要請を受けて、岐阜県内のグリーンツーリズム及び農泊実践団体向けに作成したものです。

また、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がその「提言」（2020年5月4日）で、「現場において、試行錯誤しながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」と指摘しているように、当ガイドラインを指針に各実践団体のみなさんが創意工夫をこらして、「実施マニュアル」を作成し日々の実践に当たっていただくことを期待します。



1、本ガイドラインのポイント

お客様が現地に到着し、帰られるまでの動線や現地スタッフの動線等を考慮し、接触感染と飛沫感染のリスクの洗い出しを行い、感染リスクを低減させるための具体的な感染予防策について示しています。

2、感染防止に向けた具体的な取り組み

私たちが実践する体験ツアーは、一定数の集団を対象にあらかじめ準備されたプログラムを提供する形態をとることが多く、その際に発生する集団感染のリスクを、接触感染、飛沫感染のそれぞれについて、お客様と現地スタッフの動線や接触場面などを洗い出して、そのリスクに対応する形で感染防止対策を立てる必要があります。

しかし一方で厳格性にとらわれ過ぎず、この感染防止策が実効性のあるものでなければなりません。同時に、自らの団体や施設の実情に合わせて、農山村における伸び

やかな体験の魅力が削がれないよう、柔軟に対応することも必要です。

以下は、その一般的な時系列と接触場面を想定した感染予防策です。実践団体は、これを参考に自らの体験ツアーの具体的な実施マニュアルを考えてみましょう。

(1) 感染リスクの洗い出しと排除

1；集合時（開始時/終了時）の感染リスクの洗い出しと排除

- ① ソーシャルディスタンスをとって集合するようお客様に指示する。
列を作るような場合は、最低1メートルの距離を保って並んでいただく。
- ② 開始日当日の集合時に、お客様の体温などの体調を記入する「セルフチェックシート（あらかじめ送付しておく）」の提出を求める。体調等に異常がある場合は、参加を見合わせていただく。
- ③ お客様、現地スタッフ共に、マスクの着用を徹底する。
- ④ お客様と対面して会話するときは、手短に行う。又は、対面を避けて会話する。
- ⑤ 拡声器、マイクの使い回しは避ける。
- ⑥ 受付業務は、家族ごとグループごとにまとめてチェックできるように工夫し時間短縮をはかる。
- ⑦ 受付業務時に長時間にわたって不特定多数のお客様と対面して対応する必要がある場合は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する。
- ⑧ 受付時、終了時に同一のボールペンやマジック等を使用するときは、使い回しはせず人数分用意するか、スタッフが代筆する。
- ⑨ 室内で集合ミーティングをする場合は、三密（密閉・密集・密接）にならないよう席の配置等に留意する。
- ⑩ 宿泊施設の送迎バス等を使用する場合は、人数を制限して三密にならないように運行する。

2；実践時（移動時/体験時/食事時）感染リスクの洗い出しと排除

- ① ソーシャルディスタンスを保った移動・体験を心がける。
- ② 体験に使用する道具の使い回しは避ける。
- ③ 人数分揃わない道具を使用する場合は、使い捨て手袋（ゴム、ビニー

ルなど)を配布し、着用していただいて道具を使用する。

- ④ 人数分揃わない道具をローテーションで使用する場合は、次のグループに道具を渡す際にアルコール消毒をする。
- ⑤ マスクを外して体験する場合は、可能な限り2メートル程度の距離をとる。
- ⑥ お客様への指示・指導の際には、可能な限り対面を避け、マスク着用の上1メートル以上の距離をとって行う。
- ⑦ 食事の前の手洗い、及び手指の消毒を徹底する。
- ⑧ 食事は大皿による提供は避け、お客様一人一人に個別配膳する。
- ⑨ 食事をする場面など交流を目的とする場合でも、できる限り対面を避けて行うか、2メートル以上の十分な距離を取って行う。
- ⑩ お客様が三密になることが想定される場面（トイレ休憩・屋内での移動、玄関の出入りなど）では、何組かに分けて分散移動することにより、密閉場面での密集・密接を回避する。
- ⑪ お客様が体験参加中に、お客様から体調不良の申し出があり、発熱、倦怠感など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈した場合、速やかに他のお客様と接触しないよう離しマスク着用の上、待機していただく。(同行者も同様)

対応時、スタッフも必ずマスクを着用する。症状のあるお客様の同意を得た上で、保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、保健所からの指示に従う。

【帰国者・接触者相談センター】

岐阜保健所058-380-3004

西濃保健所0584-73-1111 (内線273)

関保健所0575-33-4011 (内線360)

可茂保健所0574-25-3111 (内線358)

東濃保健所0572-23-1111 (内線361)

恵那保健所0573-26-1111 (内線258)

飛騨保健所0577-33-1111 (内線309)

岐阜市保健所 058-252-0393

3；宿泊時の感染リスクの洗い出しと排除

- ① 宿泊者カードの正確な記載と日本国内に住所を有しない外国人の国籍及び旅券番号の正確な記載、及び旅券の写しの保管を徹底する。
- ② 新型コロナウイルス感染症防御のための施設の取り組みを説明し、発熱など体調に異変が生じた場合はただちに施設関係者に申し出ていただく旨を伝えておく。
- ③ 「マスク着用」「手洗い・手指消毒」「うがい」等の励行を呼びかけ、客室内に感染予防のメッセージを掲示する。
- ④ その他、宿泊者の健康状態を注視し、健康管理に積極的に協力する。

* 宿泊施設における詳しい感染症予防マニュアルは、岐阜県観光国際局が作成した『新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（宿泊施設用）』をご覧ください。

『新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（宿泊施設用）』は、下記サイトで入手できます。

●岐阜県公式ホームページ>産業・農林水産・観光>観光>観光振興>施策・支援など

検索サイト

岐阜県新型コロナウイルス感染症マニュアル宿泊施設用

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/kanko/kanko-shinko/s11334/kansensyomanual.html>

(2) 事前の感染予防対策

1；お客様への事前アナウンス

- ① 開始日当日、体調に異変があるお客様については、集団感染を防ぐ観点から参加を見合わせていただく旨、あらかじめ伝えておく。
- ② 体調管理のための「セルフチェックシート」を開始日、集合前までに記入して、当日受付にて提出していただく。
- ③ 事前にマスクを着用して参加していただくこと伝えておく。
- ④ お子様に参加される場合は、ご家族でお客様の感染予防にご留意いただくよう、あらかじめ伝えておく。

2；施設が事前に準備すること

- ① 施設内の換気については、空調設備がある場合は正常に稼働するよう維持管理に努め、外気に触れる窓やドアがある場合は空気の入替えを行い、小まめな換気を心がける。
- ② 複数の者が手指などで接触する機会の多いもの（蛇口、ドアノブ、各種手すり、椅子、テーブル、各種スイッチ、筆記用具など）の消毒（消毒用エタノール等による拭き取り）を行い、衛生管理を徹底する。
- ③ 施設内の出入口などのパブリックスペースには、速乾性アルコール消毒液を設置し、メッセージカード等により使用を促す。
- ④ トイレには共用のタオルを置かない。（例：使い捨て紙タオルで代用）
- ⑤ 施設内の説明を口頭で行う機会を減らすために、配布文書やイラスト等による掲示を準備しておく。
- ⑥ 万が一、体験ツアー実施中に発熱、咳など、感染の疑われるお客様が発生した場合に備えて、他のお客様と区別して待機していただく部屋を用意しておく。

3；現地スタッフが事前に準備すること

- ① 催行日に使用する道具、材料等の衛生管理に努め、必要に応じて事前消毒を行う。
- ② 当日のタイムテーブルを立案する際には、マスク着用により通常通りできない可能性のある場面を拾い出し、マスク着用のまま体験を行う場合の配慮や修正点をあらかじめ考えておく。
- ③ マスクを着用できない場合や着用するとより危険性が増すような体験の場合は、無理にマスクをせず少人数で2 m程度の距離とるなどの方法で感染リスクを回避する。
- ④ 現地スタッフは毎日の検温を始め体調管理に努め、万が一、催行日当日に少しでも体調に異変を感じた場合は、速やかに現地責任者に連絡を入れ、その指示に従う。
- ⑤ 現地スタッフの家族に感染者や感染を疑われる者が発生した場合は、出勤を見合わせ、直ちに医療機関に連絡してその指示に従うこととし、所属団体と密に連絡を取り対応する。

- ⑥ お客様が出すゴミや残飯に直接触れなくても処理ができるよう、ゴミ処理システムをあらかじめ考えておく。
- ⑦ 不特定多数のお客様と金銭や道具、材料の受け渡しを担当する現地スタッフは、あらかじめ手袋を準備しておき、必要に応じて着用することで感染リスクを回避する。

4；後片付けとアフターケアで留意すること

- ① 体験ツアー終了後に不特定多数が使用した椅子・机などの備品や体験時の道具等の後片付けをする場合は、マスク着用の上手袋をして行き、必要に応じて消毒を行う。
- ② 室内での体験終了後の後片付け時には、換気に十分留意する。
- ③ ゴミ・残飯は、直接触れることなく処理できるように準備し、処理する。

(3) 新型コロナウイルス感染症予防のための体制整備

1；感染症対策実施責任者を選任する

- ① グリーンツーリズムや農泊体験を楽しく遂行するためのリーダーとは別に、感染症対策実施責任者を置くことにより、感染リスクの回避に集中した対応を取ることができるため、感染症対策実施責任者を選任する。
- ② 感染症予防対策責任者は、体験ツアーの実施にあたって起こりうる飛沫感染や接触感染のリスクを事前に取りまとめ、ツアースタッフ全体に周知する役割を果たす。
- ③ 感染予防対策責任者は、体験ツアー実施にあたって連携している旅行社や関係団体との連絡体制を確立し、万が一の場合を想定した連絡先（保健所、消防署、最寄りの病院）との連携を確認しておく。

2；現地スタッフの感染症予防意識を高めるために

- ① 現地スタッフ及び体験ツアーの関係者は、検温など、健康チェックを怠らない。
- ② 施設における清掃・消毒等の衛生管理や集合時のマスク着用や健康チェックなどの確認事項をチェックシートにまとめ、忘れず励行するよ

うに体制を整える。

- ③ 「コロナ社会を生き抜く行動指針」(岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)などを配布し、日頃から感染症予防の意識を高めるための情報提供を行う。

「コロナ社会を生き抜く行動指針」はコチラ

検索サイト

コロナ社会を生き抜く行動指針

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/corona-jigyousaikai.html>

以 上

「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会

〒501-4307 岐阜県郡上市明宝二間手 606-1

郡上市役所明宝庁舎内

Tel.0575-87-0128 Fax.0575-87-0131

Mail:gifuina@gmail.com URL:gifu-inaka.pref.gifu.lg.jp